

年 度		平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度) 変更前	平成24年度 (計画初年度) 変更後	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債 償 還 金	240	385	387	458		158	157	83	52	52	52
	資本費平準化債											
	2. 他 会 計 出 資 金											
	3. 他 会 計 補 助 金											
	4. 他 会 計 負 担 金											
	5. 他 会 計 借 入 金											
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金											
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金											
	8. 工 事 負 担 金		7	33	10	21		3				
	9. そ の 他											
	計 (A)	240	392	420	468	21	158	160	83	52	52	52
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
	純 計 (A)-(B) (C)	240	392	420	468	21	158	160	83	52	52	52
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	350	438	470	482	109	60	60	83	52	52
うち職員給与費												
2. 企 業 債 償 還 金		87	99	112	124	120	284	283	126	145	160	177
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金												
4. 他 会 計 へ の 支 出 金												
5. そ の 他												
計 (D)	437	537	582	606	229	344	343	209	197	212	229	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	197	145	162	138	208	186	183	126	145	160	177	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	182	124	141	115	204	183	180	122	143	147	175
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額										11	
	3. 繰 越 工 事 資 金											
	4. そ の 他	15	21	21	23	4	3	3	4	2	2	2
計 (F)	197	145	162	138	208	186	183	126	145	160	177	
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)												
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)												
企 業 債 現 在 高 (H)	2785	3071	3346	3680	3561	3435	3434	3392	3299	3191	3479	

(2) 他会計繰入金

年 度		平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	うち基準内繰入金											
	うち基準外繰入金											
	合 計											
資 本 的 収 支 分	うち基準内繰入金											
	うち基準外繰入金											
	合 計											

(3) 経営指標等

	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度) 変更前	平成24年度 (計画初年度) 変更後	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	100	99	92	97	92	97	95	97	97	97	86
資本費 (円又は%)	75	79	81	81	102	101	101	101	101	100	114
総収支比率(法適用) (%)	101	100	94	99	99	99	92	99	99	99	87
経常収支比率(法適用) (%)	101	100	94	99	94	99	98	99	99	99	87
営業収支比率(法適用) (%)	138	138	127	138	126	133	130	131	130	129	109
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)										
	うち基準内繰入金 (%)										
	うち基準外繰入金 (%)										
	資本的収入分 (%)										
	うち基準内繰入金 (%)										
うち基準外繰入金 (%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100
 - (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100
 - (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100
 - (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)
 - (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100
 - (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100
 - (7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあっては使用料回収率) について記入すること。
- (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
 - ・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100
 - ※1 供給単価 (円/㎡) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 - ※2 給水原価 (円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 - 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量
 - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
 - ・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100
 - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。
 - 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
 - 4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>○料金設定の考え方 料金算定期間をH23～H27年度の5年間と設定し、5年間は利益剰余金が保有できる範囲で改定した。(改定率13%)</p> <p>○今後の料金収入の見込み H23年度の供給単価を基本とし、有収水量を過去10年間の実績値を元に推計計算した。</p>
2 他会計繰入金の見込み	
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理		
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		
◇ 福利厚生事業のあり方		
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	②	警備員による浄水場警備を機器類監視システム(無人化)へと変更し、委託料の削減を図る(H23 4,308千円→2,100千円)
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	①	平成23年度に料金改定(13%増)を行い、平成28年度の簡易水道統合時に再度、料金改定を行う予定
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		
○ 行政評価の導入		
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	人口減による料金収入の減少により経費の削減が必要となり、浄水場警備委託料の削減のほか、修繕費や動力費の削減にも努める。（課題②）
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	平成23年度まで繰越欠損金はないが、簡易水道統合により経費の増加が見込まれるため、繰越欠損金を発生させないためにも、平成28年度に再度、料金改正を行う予定（課題①）
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

- 2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【新規計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課 題	目標又は実績	平成19年度 (計画前5年度) (決 算)	平成20年度 (計画前4年度) (決 算)	平成21年度 (計画前3年度) (決 算)	平成22年度 (計画前々年度) (決 算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年度 実績	平成24年度 (計画初年度) 変更前	平成24年度 (計画初年度) 変更後	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)	計画合計 (変更前)	計画合計 (変更後)		
	累積欠損金比率																
	企業債現在高	2785	3071	3346	3680	3561		3435	3434	3392	3299	3191	3479				
【収入の確保】																	
	料金改定率					13											
	改善効果額（料金の適正化）					30	30	28	31	26	24	22	20	120	123		
	未収金の徴収対策																
	改善効果額																
	一般会計負担金の額																
	改善効果額（負担金の確保等）																
	資産の有効活用																
	改善効果額（収入増額）																
	その他（ ）																
	改善効果額																
【経費の削減】																	
	職員給与費の適正化																
	職員給与費（退職手当以外）																
	改善効果額																
	給与水準																
	改善効果額																
	その他（ ）																
	改善効果額																
	維持管理費等																
	改善効果額（適正化）																
	工事コスト																
	改善効果額（縮減額）																
	その他（委託料）	4	4	4	4	4		2	2	2	2	2	2	10	10		
	改善効果額							2	2	2	2	2	2	10	10		
														改善効果額 合計 A		130	133
														<参考>補償金免除額（旧資金運用部資金）		41	41

注 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

② 経営状況

	平成19年度 (計画前5年度) (決 算)	平成20年度 (計画前4年度) (決 算)	平成21年度 (計画前3年度) (決 算)	平成22年度 (計画前々年度) (決 算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度) 変更前	平成24年度 (計画初年度) 変更後	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	20	20	19	19	19	19	19	19	19	18	20
年間総有収水量 (千m ³)	2287	2219	2205	2212	2205	2188	2162	2171	2162	2145	2295
公称施設能力 (m ³ /日)	12000	12000	12000	12000	12000	12000	12000	12000	12000	1200	10500
1日最大配水量 (m ³ /日)	9320	8950	9360	10650	9210	9353	8482	9417	9331	9216	9812
最大稼働率 (%)	78	75	78	89	77	79	71	78	78	77	93
供給単価 (円/m ³)	129.9	129.89	129.86	130.05	144.41	144.41	147.4	144.41	144.41	144.41	144.41
給水原価 (円/m ³)	129.59	131.74	141.42	134.71	156.52	148.84	154.73	148.64	149.04	148.72	168.19

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

簡易水道との統合については、平成24年度に変更認可を行い、平成25年度から27年度まで施設整備事業を行い、平成28年度に上水道との統合を行う。